

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 出納員及び区出納員の事務の委任【会計室】3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【教育委員会事務局学校教育部生徒指導課】3 1
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課】3 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】3 3
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【教育委員会事務局学校支援部施設課】3 7

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【消防局警防部消防航空隊】3 8
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部保険年金課】4 1
- 一般競争入札による市有財産の売払い【港湾空港局港営部港営課】4 4
- 特定調達契約の相手方の決定【政策局DX・AI戦略室】4 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】4 8
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】5 8
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告【都市整備局折尾総合整備事務所整備課】5 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【政策局DX・AI戦略室】6 0

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】 6 4
- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 6 5

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】 6 6

◇ 訂 正

- 第6050号の訂正【港湾空港局港営部港営課】 6 7

北九州市告示第195号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員又は区出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員又は区分任出納員にそれぞれこの告示の日から同表の右欄に掲げる事務を委任させる。

出納員及び区出納員の事務の委任（令和7年北九州市告示第266号）及び出納員及び区出納員の事務の委任の一部改正（令和7年北九州市告示第287号）は、廃止する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 本庁

| | | |
|---------------|-------|--|
| 会計室 | 出納係 | 出納員の命を受けて、会計室において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 危機管理室安全・安心推進課 | 都市整備係 | 出納員の命を受けて、北九州市内において取り扱う北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（平成6年北九州市条例第11号）、北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例（平成20年北九州市条例第11号）、北九州市落書きの防止に関する条例（平成20年北九州市条例第12号）及び北九州市動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年北九州市条例第13号）に基づく過料の収納 |
| 総務市民局市民部区政推進課 | 戸籍住民係 | 出納員の命を受けて、小倉マイナンバーカード特設コーナー及び八幡マイナンバーカード特設コーナーにおいて取り扱う手数料等の収 |

| | | |
|--------------------------------|-----------------|--|
| | | 納 |
| 財政・変革局アセット マネジメント推進室 | 企画係 | 出納員の命を受けて、 当該室において取り扱 う財産区の財産収入及 び滞納処分に伴う収入 の収納、市有財産の売 却処分等に伴う入札保 証金及び契約保証金の 収納、市有財産の財産 収入及び滞納処分に伴 う収入の収納 |
| 保健福祉局長寿社会対 策推進室 | 介護予防・総合事業係 | 出納員の命を受けて、 当該室において取り扱 う負担金の収納 |
| 保健福祉局健康医療部 地域医療課 | 地域医療係 | 出納員の命を受けて、 藍島診療所及び馬島診 療所において取り扱う 使用料及び手数料の収 納 |
| 保健福祉局健康医療部 夜間・休日急患センタ ー | 夜間・休日急患センタ ー | 出納員の命を受けて、 夜間・休日急患センタ ーにおいて取り扱う使 用料、手数料等の収納 |
| 保健福祉局保健衛生部 動物愛護センター | 動物愛護センター | 出納員の命を受けて、 動物愛護センターにお いて取り扱う畜犬手 数料等の収納 |
| 保健福祉局保健所保健 企画課 | 企画調整係 | 出納員の命を受けて、 保健企画課、医務薬務 課、保健予防課及び東 部生活衛生課において 取り扱う使用料及び手 数料等の収納 |
| 保健福祉局保健所地域 リハビリテーション推 進課 | 障害者福祉係 | 出納員の命を受けて、 障害福祉センターにお いて取り扱う講習会参 加者負担金等の収納 |
| 保健福祉局保健所東部 生活衛生課 | 環境衛生係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う手数料の収納 |
| 保健福祉局保健所東部 生活衛生課 | 食品衛生第一係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う手数料の収納 |

| | | |
|--------------------------|---------|---|
| 保健福祉局保健所東部 生活衛生課 | 食品衛生第二係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う手数料の収納 |
| 子ども家庭局子育て支 援部子育て支援課 | 家庭支援係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う母子・父子・寡婦福 祉資金償還金の収納 |
| 子ども家庭局子育て支 援部子育て支援課 | 母子保健係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う講習会参加料等の収 納 |
| 環境局循環社会推進部 業務課 | 業務第一係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う一般廃棄物処理手 数料の収納 |
| 産業経済局農林水産部 水産課 | 漁政係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う漁港施設使用料並び に市有財産の売却処分 等に伴う入札保証金及 び契約保証金の収納 |
| 都市ブランド創造局文 学館事務局 | 庶務係 | 出納員の命を受けて、 文学館において取り扱 う行事参加料等及び複 写機等の利用料の収納 |
| 都市ブランド創造局文 学館事務局 | 企画係 | 出納員の命を受けて、 文学館において取り扱 う行事参加料等及び複 写機等の利用料の収納 |
| 都市ブランド創造局漫 画ミュージアム事務局 | 庶務係 | 出納員の命を受けて、 漫画ミュージアムにお いて取り扱う行事参加 料等の収納 |
| 都市ブランド創造局漫 画ミュージアム事務局 | 企画係 | 出納員の命を受けて、 漫画ミュージアムにお いて取り扱う行事参加 料等の収納 |
| 都市戦略局都市再生推 進部都市再生課 | 事業調整係 | 出納員の命を受けて、 当該課において取り扱 う清算金、督促手数料 、延滞金及び財産の差 押えに伴う歳計外現金 の収納 |
| 都市整備局河川公園部 | 公園経営係 | 出納員の命を受けて、 |

| | | |
|------------------|-----|--|
| 公園管理課 | | 到津の森公園において取り扱う寄付金の収納 |
| 都市整備局住宅部住宅管理課 | 訴訟係 | 出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市営住宅使用料、退去時の損害賠償金、市営住宅駐車場使用料、市営住宅退去跡実費修繕費、住宅新築資金等償還金及び目的外使用料の収納 |
| 教育委員会事務局学校支援部学事課 | 就学係 | 出納員の命を受けて、当該課において取り扱う奨学資金の貸付けに伴う返還金の収納 |

2 門司区

| | | |
|-----------|------------|--|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| コミュニティ支援課 | 老松市民センター | 区出納員の命を受けて、老松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 清見市民センター | 区出納員の命を受けて、清見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 小森江東市民センター | 区出納員の命を受けて、小森江東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 小森江西市民センター | 区出納員の命を受けて、小森江西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 白野江市民センター | 区出納員の命を受けて、白野江市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 大里東市民センター | 区出納員の命を受けて、大里東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|------------|--|
| コミュニティ支援課 | 大里南市民センター | 区出納員の命を受けて、大里南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 大里柳市民センター | 区出納員の命を受けて、大里柳市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 田野浦市民センター | 区出納員の命を受けて、田野浦市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 東郷市民センター | 区出納員の命を受けて、東郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 錦町市民センター | 区出納員の命を受けて、錦町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 西門司市民センター | 区出納員の命を受けて、西門司市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 萩ヶ丘市民センター | 区出納員の命を受けて、萩ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 藤松市民センター | 区出納員の命を受けて、藤松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 松ヶ江北市民センター | 区出納員の命を受けて、松ヶ江北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 松ヶ江南市民センター | 区出納員の命を受けて、松ヶ江南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 丸山市民センター | 区出納員の命を受けて、丸山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|--------------|-------------|--|
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料並びに使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 新門司保育所 | 区出納員の命を受けて、新門司保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |
| 松ヶ江出張所 | 松ヶ江出張所 | 区出納員の命を受けて、松ヶ江出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 大里出張所 | 大里出張所 | 区出納員の命を受けて、大里出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 東部市税事務所門司税務課 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 新門司地域交流センター | 新門司地域交流センター | 区出納員の命を受けて、新門司地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の |

| | | |
|-------------|----------|----------------------------------|
| | | 利用料の収納 |
| 港湾空港局港営部港営課 | 海務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納 |
| 港湾空港局港営部港営課 | 門司業務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納 |
| 港湾空港局港営部港営課 | 小倉・洞海業務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う港湾施設使用料の収納 |

3 小倉北区

| | | |
|-----------|-----------|--|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 総務企画課 | 選挙統計係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う税外収入の収納 |
| コミュニティ支援課 | コミュニティ支援係 | 区出納員の命を受けて、市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 足原市民センター | 区出納員の命を受けて、足原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 足立市民センター | 区出納員の命を受けて、足立市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 泉台市民センター | 区出納員の命を受けて、泉台市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 到津市民センター | 区出納員の命を受けて、到津市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 井堀市民センター | 区出納員の命を受けて、井堀市民センターにおいて取り扱う複写機 |

| | | |
|-----------|------------|--|
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 今町市民センター | 区出納員の命を受けて、今町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 北小倉市民センター | 区出納員の命を受けて、北小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 貴船市民センター | 区出納員の命を受けて、貴船市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 清水市民センター | 区出納員の命を受けて、清水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 霧丘市民センター | 区出納員の命を受けて、霧丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 小倉中央市民センター | 区出納員の命を受けて、小倉中央市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 桜丘市民センター | 区出納員の命を受けて、桜丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 三郎丸市民センター | 区出納員の命を受けて、三郎丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 寿山市民センター | 区出納員の命を受けて、寿山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 富野市民センター | 区出納員の命を受けて、富野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 中井市民センター | 区出納員の命を受けて、中井市民センターにおいて取り扱う複写機 |

| | | |
|-----------|--------------|---|
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 中島市民センター | 区出納員の命を受けて、中島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 西小倉市民センター | 区出納員の命を受けて、西小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 日明市民センター | 区出納員の命を受けて、日明市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 南丘市民センター | 区出納員の命を受けて、南丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 南小倉市民センター | 区出納員の命を受けて、南小倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| 市民課 | 小倉行政サービスコーナー | 区出納員の命を受けて、小倉行政サービスコーナーにおいて取り扱う手数料の収納 |
| 国保年金課 | 資格給付係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納 |
| 国保年金課 | 保険料係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 今町保育所 | 区出納員の命を受けて、今町保育所において取り扱う保育料及び食 |

| | | |
|------------|-----------------|--|
| | | 事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 下富野保育所 | 区出納員の命を受けて、下富野保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 東篠崎保育所 | 区出納員の命を受けて、東篠崎保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護第一課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |
| 生涯学習総合センター | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、生涯学習総合センターにおいて取り扱う受講料及び複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 門司生涯学習センター | 区出納員の命を受けて、門司生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 門司生涯学習センター大里分館 | 区出納員の命を受けて、門司生涯学習センター大里分館において取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 小倉南生涯学習センター | 区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 小倉南生涯学習センター北方分館 | 区出納員の命を受けて、小倉南生涯学習センター北方分館において取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 八幡東生涯学習センター | 区出納員の命を受けて、八幡東生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 八幡東生涯学習センタ | 区出納員の命を受けて |

| | | |
|--------------|-------------------|--|
| | 一尾倉分館 | 、八幡東生涯学習センター尾倉分館において取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 八幡西生涯学習総合センター折尾分館 | 区出納員の命を受けて、八幡西生涯学習総合センター折尾分館において取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 生涯学習総合センター | 戸畑生涯学習センター | 区出納員の命を受けて、戸畑生涯学習センターにおいて取り扱う複写料等の雑入の収納 |
| 東部市税事務所市民税課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う原動機付自転車等標識弁償金の収納 |
| 東部市税事務所納税課 | 納税第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所納税課 | 納税第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所納税課 | 納税第三係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所納税課 | 特別滞納調査係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 東部市税事務所料金納付課 | 納付第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納 |
| 東部市税事務所料金納付課 | 納付第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料、後期高齢者医療保険料 |

| | | |
|-------------|-------------|--|
| | | 、介護保険料、保育料及びこれらに付随する延滞金の収納 |
| 下富野地域交流センター | 下富野地域交流センター | 区出納員の命を受けて、下富野地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 貴船地域交流センター | 貴船地域交流センター | 区出納員の命を受けて、貴船地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 山田地域交流センター | 山田地域交流センター | 区出納員の命を受けて、山田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 食肉センター | 管理係 | 区出納員の命を受けて、食肉センターにおいて取り扱う使用料及び手数料の収納 |
| 小倉北消防署予防課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、小倉北消防署において取り扱う消防手数料等の収納 |

4 小倉南区

| | | |
|-----------|-----------|---|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 総務企画課 | 選挙統計係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| コミュニティ支援課 | 長行市民センター | 区出納員の命を受けて、長行市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 企救丘市民センター | 区出納員の命を受けて、企救丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|-----------|---|
| コミュニティ支援課 | 北方市民センター | 区出納員の命を受けて、北方市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 朽網市民センター | 区出納員の命を受けて、朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 葛原市民センター | 区出納員の命を受けて、葛原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 広徳市民センター | 区出納員の命を受けて、広徳市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 志井市民センター | 区出納員の命を受けて、志井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 城野市民センター | 区出納員の命を受けて、城野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 曾根市民センター | 区出納員の命を受けて、曾根市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 曾根東市民センター | 区出納員の命を受けて、曾根東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 高蔵市民センター | 区出納員の命を受けて、高蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 田原市民センター | 区出納員の命を受けて、田原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 徳力市民センター | 区出納員の命を受けて、徳力市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|-----------|---|
| コミュニティ支援課 | 長尾市民センター | 区出納員の命を受けて、長尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 貫市民センター | 区出納員の命を受けて、貫市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 沼市民センター | 区出納員の命を受けて、沼市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 東朽網市民センター | 区出納員の命を受けて、東朽網市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 東谷市民センター | 区出納員の命を受けて、東谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 守恒市民センター | 区出納員の命を受けて、守恒市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 湯川市民センター | 区出納員の命を受けて、湯川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 横代市民センター | 区出納員の命を受けて、横代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 吉田市民センター | 区出納員の命を受けて、吉田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 両谷市民センター | 区出納員の命を受けて、両谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 若園市民センター | 区出納員の命を受けて、若園市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-------|------------|---|
| 国保年金課 | 資格給付係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納 |
| 国保年金課 | 保険料係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 徳力保育所 | 区出納員の命を受けて、徳力保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 徳吉保育所 | 区出納員の命を受けて、徳吉保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 蛭田保育所 | 区出納員の命を受けて、蛭田保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 貫保育所 | 区出納員の命を受けて、貫保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |

| | | |
|-------------------|------------|---|
| 曾根出張所 | 曾根出張所 | 区出納員の命を受けて、曾根出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 両谷出張所 | 両谷出張所 | 区出納員の命を受けて、両谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 東谷出張所 | 東谷出張所 | 区出納員の命を受けて、東谷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 東部市税事務所小倉南 税務課 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 北方地域交流センター | 北方地域交流センター | 区出納員の命を受けて、北方地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 徳力地域交流センター | 徳力地域交流センター | 区出納員の命を受けて、徳力地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 蜷田地域交流センター | 蜷田地域交流センター | 区出納員の命を受けて、蜷田地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 総合農事センター | 農業育成支援係 | 区出納員の命を受けて、総合農事センターにおいて取り扱う生産物販売代金及び使用料の収納 |
| 小倉南消防署予防課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、小倉南消防署において取り扱う消防手数料等の収納 |

5 若松区

| | | |
|-------|-----|--------------------------------|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入 |
|-------|-----|--------------------------------|

| | | |
|-----------|------------|--|
| | | の収納 |
| コミュニティ支援課 | 青葉市民センター | 区出納員の命を受けて、青葉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 赤崎市民センター | 区出納員の命を受けて、赤崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 島郷市民センター | 区出納員の命を受けて、島郷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 修多羅市民センター | 区出納員の命を受けて、修多羅市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 高須市民センター | 区出納員の命を受けて、高須市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | ひびきの市民センター | 区出納員の命を受けて、ひびきの市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 深町市民センター | 区出納員の命を受けて、深町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 藤ノ木市民センター | 区出納員の命を受けて、藤ノ木市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 二島市民センター | 区出納員の命を受けて、二島市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 古前市民センター | 区出納員の命を受けて、古前市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 若松中央市民センター | 区出納員の命を受けて、若松中央市民センターにおいて取り扱う複 |

| | | |
|--------------|------------|---|
| | | 写機等の利用料の収納 |
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 若松コスモス保育所 | 区出納員の命を受けて、若松コスモス保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |
| 島郷出張所 | 島郷出張所 | 区出納員の命を受けて、島郷出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 西部市税事務所若松税務課 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |

6 八幡東区

| | | |
|-----------|----------|--|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| コミュニティ支援課 | 祝町市民センター | 区出納員の命を受けて、祝町市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|------------|--|
| コミュニティ支援課 | 枝光市民センター | 区出納員の命を受けて、枝光市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 枝光北市民センター | 区出納員の命を受けて、枝光北市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 枝光南市民センター | 区出納員の命を受けて、枝光南市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 大蔵市民センター | 区出納員の命を受けて、大蔵市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 尾倉市民センター | 区出納員の命を受けて、尾倉市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 高槻市民センター | 区出納員の命を受けて、高槻市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 高見市民センター | 区出納員の命を受けて、高見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 槻田市民センター | 区出納員の命を受けて、槻田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 平野市民センター | 区出納員の命を受けて、平野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 前田市民センター | 区出納員の命を受けて、前田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 八幡大谷市民センター | 区出納員の命を受けて、八幡大谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|---------------|------------|--|
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 堂山保育所 | 区出納員の命を受けて、堂山保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |
| 西部市税事務所八幡東税務課 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 科学館普及課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、科学館において取り扱う入場料、使用料等の収納 |
| 科学館普及課 | こども文化会館 | 区出納員の命を受けて、こども文化会館において取り扱う使用料等の収納 |
| 科学館普及課 | 普及係 | 区出納員の命を受けて、科学館において取り扱う入場料、使用料等の収納 |

7 八幡西区

| | | |
|-----------|------------|--|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| コミュニティ支援課 | 青山市民センター | 区出納員の命を受けて、青山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 赤坂市民センター | 区出納員の命を受けて、赤坂市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 浅川市民センター | 区出納員の命を受けて、浅川市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 穴生市民センター | 区出納員の命を受けて、穴生市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 池田市民センター | 区出納員の命を受けて、池田市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 医生丘市民センター | 区出納員の命を受けて、医生丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 永犬丸市民センター | 区出納員の命を受けて、永犬丸市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 永犬丸西市民センター | 区出納員の命を受けて、永犬丸西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 大原市民センター | 区出納員の命を受けて、大原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 折尾西市民センター | 区出納員の命を受けて、折尾西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|-----------|---|
| コミュニティ支援課 | 折尾東市民センター | 区出納員の命を受けて、折尾東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 香月市民センター | 区出納員の命を受けて、香月市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 楠橋市民センター | 区出納員の命を受けて、楠橋市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 熊西市民センター | 区出納員の命を受けて、熊西市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 黒畑市民センター | 区出納員の命を受けて、黒畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 黒崎市民センター | 区出納員の命を受けて、黒崎市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 上津役市民センター | 区出納員の命を受けて、上津役市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 木屋瀬市民センター | 区出納員の命を受けて、木屋瀬市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 陣原市民センター | 区出納員の命を受けて、陣原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 陣山市民センター | 区出納員の命を受けて、陣山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 竹末市民センター | 区出納員の命を受けて、竹末市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|-----------|---|
| コミュニティ支援課 | 千代市民センター | 区出納員の命を受けて、千代市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 筒井市民センター | 区出納員の命を受けて、筒井市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 塔野市民センター | 区出納員の命を受けて、塔野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 中尾市民センター | 区出納員の命を受けて、中尾市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 鳴水市民センター | 区出納員の命を受けて、鳴水市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 則松市民センター | 区出納員の命を受けて、則松市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 引野市民センター | 区出納員の命を受けて、引野市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 星ヶ丘市民センター | 区出納員の命を受けて、星ヶ丘市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 本城市民センター | 区出納員の命を受けて、本城市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 光貞市民センター | 区出納員の命を受けて、光貞市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 八児市民センター | 区出納員の命を受けて、八児市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |

| | | |
|-----------|------------|---|
| コミュニティ支援課 | 八枝市民センター | 区出納員の命を受けて、八枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| 国保年金課 | 資格給付係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う後期高齢者医療保険料の収納 |
| 国保年金課 | 保険料係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 折尾保育所 | 区出納員の命を受けて、折尾保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 黒崎保育所 | 区出納員の命を受けて、黒崎保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護第一課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |
| 折尾出張所 | 折尾出張所 | 区出納員の命を受けて、折尾出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 上津役出張所 | 上津役出張所 | 区出納員の命を受けて、上津役出張所において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| 八幡南出張所 | 八幡南出張所 | 区出納員の命を受けて、八幡南出張所におい |

| | | |
|-------------------|-------------------|--|
| | | て取り扱う市税及び税 外収入の収納 |
| 八幡西生涯学習総合セ ンター | 運営係 | 区出納員の命を受けて 、八幡西生涯学習総合 センターにおいて取り 扱う受講料及び複写料 等の雑入の収納 |
| 西部市税事務所市民税 課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う原動機付自転車等 標識弁償金の収納 |
| 西部市税事務所納税課 | 納税第一係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う市税及びこれに付 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所納税課 | 納税第二係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う市税及びこれに付 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所納税課 | 納税第三係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う市税及びこれに付 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所納税課 | 特別滞納調査係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う市税及びこれに付 随する税外収入の収納 |
| 西部市税事務所料金納 付課 | 納付第一係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料 、介護保険料、保育料 及びこれらに付随する 延滞金の収納 |
| 西部市税事務所料金納 付課 | 納付第二係 | 区出納員の命を受けて 、当該課において取り 扱う国民健康保険料、 後期高齢者医療保険料 、介護保険料、保育料 及びこれらに付随する 延滞金の収納 |
| 第2夜間・休日急患セ ンター | 第2夜間・休日急患セ ンター | 区出納員の命を受けて 、第2夜間・休日急患 センターにおいて取り |

| | | |
|----------------|-------------|--|
| | | 扱う使用料、手数料等の収納 |
| 保健所西部生活衛生課 | 環境衛生係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納 |
| 保健所西部生活衛生課 | 食品衛生第一係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納 |
| 保健所西部生活衛生課 | 食品衛生第二係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納 |
| 楠橋地域交流センター | 楠橋地域交流センター | 区出納員の命を受けて、楠橋地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 木屋瀬地域交流センター | 木屋瀬地域交流センター | 区出納員の命を受けて、木屋瀬地域交流センターにおいて取り扱う使用料及び複写機等の利用料の収納 |
| 長崎街道木屋瀬宿記念館 | 長崎街道木屋瀬宿記念館 | 区出納員の命を受けて、長崎街道木屋瀬宿記念館において取り扱う使用料等の収納 |
| 折尾総合整備事務所事業調整課 | 事業調整係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う手数料の収納 |

8 戸畑区

| | | |
|-----------|----------|--|
| 総務企画課 | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及び税外収入の収納 |
| コミュニティ支援課 | 浅生市民センター | 区出納員の命を受けて、浅生市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 一枝市民センター | 区出納員の命を受けて、一枝市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 大谷市民センター | 区出納員の命を受けて、大谷市民センターにおいて取り扱う複写機 |

| | | |
|-----------|-----------|--|
| | | 等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 鞆ヶ谷市民センター | 区出納員の命を受けて、鞆ヶ谷市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 沢見市民センター | 区出納員の命を受けて、沢見市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 三六市民センター | 区出納員の命を受けて、三六市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 天籟寺市民センター | 区出納員の命を受けて、天籟寺市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 中原市民センター | 区出納員の命を受けて、中原市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 西戸畑市民センター | 区出納員の命を受けて、西戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 東戸畑市民センター | 区出納員の命を受けて、東戸畑市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 牧山市民センター | 区出納員の命を受けて、牧山市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| コミュニティ支援課 | 牧山東市民センター | 区出納員の命を受けて、牧山東市民センターにおいて取り扱う複写機等の利用料の収納 |
| 国保年金課 | 保険係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 地域保健係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り |

| | | |
|--------------|------------|--|
| | | 扱う使用料及び手数料の収納 |
| 保健福祉課 | 子ども・家庭相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保健福祉課 | 高齢者・障害者相談係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う介護保険料の収納 |
| 保健福祉課 | 西戸畑保育所 | 区出納員の命を受けて、西戸畑保育所において取り扱う保育料及び食事の提供に要する費用の収納 |
| 保護課 | 管理係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う生活保護費返還金の収納 |
| 消費生活センター | 計量検査所 | 区出納員の命を受けて、計量検査所において取り扱う手数料の収納 |
| 西部市税事務所戸畑税務課 | 市民税係 | 区出納員の命を受けて、当該課において取り扱う市税及びこれに付随する税外収入の収納 |
| 夜宮青少年センター | 夜宮青少年センター | 区出納員の命を受けて、夜宮青少年センターにおいて取り扱う使用料等の収納 |
| 子ども総合センター | 庶務係 | 区出納員の命を受けて、子ども総合センターにおいて取り扱う措置負担金の収納 |
| 渡船事業所 | 渡船事業所 | 区出納員の命を受けて、渡船事業所において取り扱う手数料等の収納 |
| 北九州市立高等学校 | 北九州市立高等学校 | 区出納員の命を受けて、北九州市立高等学校において取り扱う入学料、授業料及び手数料の収納 |

北九州市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市学校施設使用料条例（平成30年北九州市条例第52号）第3条に規定する学校施設の使用料の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金 事務取扱 者として 指定した 日 | 指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日 | 委託期間 |
|---------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| 株式会社セブン -イレブン・ジ ャパン | 東京都千代田区 二番町8番地8 | 令和8年 3月31 日 | 令和8年 3月31 日 | 令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で |
| 株式会社ファミ リーマート | 東京都港区芝浦 三丁目1番21 号 | 令和8年 3月31 日 | 令和8年 3月31 日 | 令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で |
| 株式会社ローソ ン九州カンパニ ー九州エリアサ ポート部 | 福岡市博多区博 多駅前二丁目6 番12号 | 令和8年 3月30 日 | 令和8年 3月30 日 | 令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日ま で |

北九州市告示第 197 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立玄海青年の家、北九州市立もじ少年自然の家、北九州市立かぐめよし少年自然の家及び北九州市立ユースステーションの使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

北九州市長 武 内 和 久

| 施設の名称 | 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務取扱者として指定した日 | 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 | 委託期間 |
|------------------|---------------------|-------------------------|-------------------|----------------------|-----------------------------------|
| | 名称 | 住所 | | | |
| 北九州市立玄海青年の家 | 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体 | 北九州市小倉北区堺町一丁目 6 番 1 5 号 | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| 北九州市立もじ少年自然の家 | | | | | |
| 北九州市立かぐめよし少年自然の家 | | | | | |
| 北九州市立ユースステーション | 特定非営利活動法人里山を考える会 | 北九州市八幡東区東田二丁目 5 番 7 号 | | | |

北九州市告示第198号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石1番3号
株式会社大阪ソーダ北九州工場
工場長 片岡幸治

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番3号
株式会社大阪ソーダ北九州工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

(ア)

| | |
|----|---|
| 名称 | C-6066 |
| 種類 | 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設 |
| 能力 | 150m ³ /h |

(イ)

| | |
|----|---------------------------------|
| 名称 | C-6654 |
| 種類 | 水質汚濁防止法施行令別表第1の第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設 |
| 能力 | 90m ³ /h |

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

(ア) C-6066

| | |
|------------|-------------|
| 使用時間間隔 | 連続 |
| 1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 季節的変動 | 変動なし |
| 設置年月日 | 2026年6月1日予定 |

(イ) C-6654

| | |
|------------|-------------|
| 使用時間間隔 | 連続 |
| 1日当たりの使用時間 | 24時間 |
| 季節的変動 | 変動なし |
| 設置年月日 | 2026年6月1日予定 |

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

(ア) C-6066

| | |
|-----------------------------------|------------------|
| 汚水量 (m^3 / 日) | 通常 48 最大 48 |
| 水素イオン濃度 | 通常 3~7 最大 3~7 |
| 化学的酸素要求量 (mg / L) | 通常 10 最大 10 |
| 浮遊物質量 (mg / L) | 通常 26.4 最大 40 |
| 窒素含有量 (mg / L) | 通常 40 最大 60 |
| ^{りん} 磷含有量 (mg / L) | 通常 2 最大 2 |

(イ) C-6654

| | |
|-------------------------|------------------|
| 汚水量 (m^3 / 日) | 通常 72 最大 72 |
| 水素イオン濃度 | 通常 3~7 最大 3~7 |
| 化学的酸素要求量 (mg / L) | 通常 10 最大 10 |

| | |
|------------------------|------------------|
| 浮遊物質 量 (m g / L) | 通常 26.4 最大 40 |
| 窒素含有 量 (m g / L) | 通常 40 最大 60 |
| 磷含有 量 (m g / L) | 通常 2 最大 2 |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

処理施設名 KD1Z950

| 項目 | 設置前 | 設置後 |
|------------------------------|------------------|------------------|
| 排出水の量 (m ³ /日) | 通常 340 最大 340 | 通常 462 最大 462 |
| 水素イオン濃度 | 通常 6~8 最大 6~8 | 同左 |
| 化学的酸素要求量 (m g / L) | 通常 10 最大 10 | 同左 |
| 浮遊物質 量 (m g / L) | 通常 26.4 最大 40 | 同左 |
| 窒素含有 量 (m g / L) | 通常 40 最大 60 | 同左 |
| 磷含有 量 (m g / L) | 通常 2 最大 2 | 同左 |

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口

イ 排水量及び汚染の状態

| 項目 | 設置前 | 設置後 |
|------------------------------|----------------------|-----|
| 排出水の量 (m ³ /日) | 通常 1,000 最大 1,000 | 同左 |
| 水素イオン濃度 | 通常 6~8 最大 6~8 | 同左 |
| 化学的酸素要求量 (m g / L) | 通常 8 最大 10 | 同左 |

| | | |
|-------------------|------------------|----|
| 浮遊物質 (mg / L) | 通常 26.4 最大 40 | 同左 |
| 窒素含有量 (mg / L) | 通常 40 最大 60 | 同左 |
| 燐含有量 (mg / L) | 通常 2 最大 2 | 同左 |

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年4月24日から同年5月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年5月15日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市立思永中学校温水プールにおける使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

| 指定公金事務取扱者 | | 指定公金事務 取扱者として 指定した日 | 指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日 | 委託期間 |
|---------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 名称 | 住所 | | | |
| スピナ・シン コースポーツ 共同事業体 | 北九州市八幡 東区平野二丁 目11番1号 | 令和8年4月 1日 | 令和8年4月 1日 | 令和8年4月 1日から令和 9年3月31 日まで |

北九州市公告第302号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和8年度回轉翼航空機操縦士限定変更訓練業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市消防局警防部消防航空隊基地
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約条件を示す場所及び期間

- (1) 場所 北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）
北九州市消防局警防部消防航空隊基地
- (2) 期間 公告の日から令和8年5月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 仕様書の交付

第1号及び第2号の場所及び期間において書面又は電子メールにより無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、消防局警防部消防航空隊に連絡すること。

(4) 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。電子メールの送付先は、消防局警防部消防航空隊に問い合わせること。

ア 場所 第1号の場所と同じ

イ 期間 公告の日から令和8年4月28日午後5時まで

ウ 質問書に対する回答は、令和8年4月30日午後5時までにファックス又は電子メールで行う。

3 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

- (1) 場所 北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）
北九州市消防局警防部消防航空隊基地

- (2) 期間

ア 持参する場合は、公告の日から令和8年5月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、公告の日から令和8年5月7日午後5時までに必着のこと。

5 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 入札日時 令和8年5月12日 午前10時
- (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。
- (3) 入札及び開札場所

北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）

北九州市消防局警防部消防航空隊基地 会議室

6 競争入札参加資格

- (1) 次の各号のいずれにも該当する者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

ウ 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (2) 競争入札参加資格の確認の結果は、令和8年5月8日午後5時までに通知する。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 再度入札

ア 落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。

イ 再度入札の回数は、原則として1回とする。

ウ 第1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局警防部消防航空隊

〒800-0306 北九州市小倉南区空港北町6番（北九州空港内）

電話 093-475-6701

FAX 093-475-6700

北九州市公告第303号

一般競争入札により、公用自動車の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 名称及び数量 北九州市保険年金課公用自動車の借入及び保守業務一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和8年10月1日から令和15年9月30日まで

(4) 履行場所 市の指定する場所（北九州市小倉北区内）

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

イ 期間 この公告の日から令和8年5月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、第4項第7号記載の主管課に連絡すること。

(3) 競争参加の申出書の提出

この広告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、郵送又は持参により競争入札参加申出書を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 郵送による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所に書留郵便により、この公告の日から令和8年5月12日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所にこの公告の日から令和8年5月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに持参のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和8年5月18日午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415

北九州市公告第304号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

- (1) 所在地 北九州市門司区白野江三丁目590番5ほか8筆
- (2) 公募地目 雑種地、公衆用道路、宅地
- (3) 面積 合計3,005.66㎡
- (4) 最低売却価格 58,610,370円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営課

(2) 期間

この公告の日から令和8年5月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

3 入札の要領及び参加申請書の交付方法及び期間

(1) 交付方法

北九州港のホームページ（<https://kitaqport.jp>）からダウンロードする方法又は北九州市港湾空港局港営課にて交付する。

(2) 交付期間

この公告の日から令和8年5月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営課

(2) 期間

この公告の日から令和8年5月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年6月24日（水） 午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局庁舎二階 第一会議室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、次の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営課

(2) 受付期間

令和8年7月22日から同年8月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札に係る問合せ先

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営課

電話 093-321-5988

北九州市公告第305号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

- 1 特定役務の名称及び数量
総合窓口（選挙及び就学を含む）システムのサービス提供業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市政策局DX・AI戦略室
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年3月24日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社RKKCS
熊本市中央区九品寺一丁目5番11号
- 5 契約金額
2億2,631万4,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第310号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

高規格救急自動車 3台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和9年2月5日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(4) 高度管理医療機器等の販売業許可を受けていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和8年6月9日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月10日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市ホームページ・入札契約ポータルサイト・入札契約情報の＜4仕様書の検索 物品等供給契約＞からダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市ホームページ内の入札・契約ポータルサイト

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和8年5月15日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和8年5月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和8年5月26日から同年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月10日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和8年6月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和8年6月10日午前10時10分

6 契約の締結

(1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、10日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of High standard ambulance

Quantity: 3 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 10, 2026

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 9, 2026

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第311号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

普通消防ポンプ自動車（非常備用） 4台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 令和9年3月31日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目について、平成28年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。

(4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和8年6月9日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月10日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市ホームページ・入札契約ポータルサイト・入札契約情報の＜4仕様書の検索 物品等供給契約＞からダウンロードする方法により交付す

る。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市ホームページ内の入札・契約ポータルサイト

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/04200000_00021.html

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和8年5月15日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月18日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和8年5月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和8年5月26日から同年6月9日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月10日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和8年6月9日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和8年6月10日午前10時10分

6 契約の締結

(1) この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、市議会の議決を得たときに本契約としての効力を有する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、本契約を締結しない。この場合、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、10日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とす

る。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Fire pumper for volunteer fire corps

Quantity: 4 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

10:00a.m., June 10, 2026

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 9, 2026

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu
1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 3 1 4 号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、これを北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

3・4・44－103号折尾青葉台線

北九州市公告第 3 1 5 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和 8 年福岡県告示第 2 9 2 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 都市計画事業の種類
道路事業

- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

| 名称 | 所在 |
|-------------------|------------------------|
| 3・4・44-103号折尾青葉台線 | 北九州市八幡西区折尾三丁目及び折尾四丁目地内 |

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市都市整備局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第316号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和8年度モバイル端末等の借入れ及び保守 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和13年9月30日まで（契約締結の日から令和8年9月30日までは機器等の設置準備期間とし、契約金額の支払いに係る期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までの60箇月とする。）

(4) 履行場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 総価（機器借入料及び保守料の合計額）により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年5月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市政策局DX・AI戦略室

イ 日時 この公告の日から令和8年5月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟5階505会議室

イ 日時 令和8年5月21日午後1時15分

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、第1号アの場所にこの公告の日から令和8年5月14日まで（日曜日等を除く。）毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年5月14日午前10時までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受理期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年6月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟5階505会議室

イ 日時 令和8年6月4日午後1時15分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市政策局DX・AI戦略室

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3555

6 Summary

- (1) Nature of Service to be procured:
Lease and Maintenance of mobile devices for Intranet of
Kitakyushu city office
- (2) Deadline of Tender (by hand)
1:15p.m June 4, 2026
- (3) Deadline of Tender (by mail)
17:00p.m June 2, 2026
- (4) For further information, please contact:
Policy Management Bureau,
Digital Transformation and Artificial Intelligence Strategies
Office,
Ward Office Kokurakita, City of Kitakyushu,

1-1 Otemachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8510 Japan
TEL 093-582-3555

北九州市上下水道局公告第54号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 購入品目及び数量
次亜塩素酸ソーダ 175万キログラム
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所
電協産業株式会社
北九州市戸畑区中原東四丁目2番1号
- 5 落札金額
1キログラム当たりの金額 63円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和8年2月13日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第55号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 特定役務の名称及び数量
令和8年度 宗像地区上下水道料金等徴収関連業務
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年3月11日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社・西日本ビルメンテナンス委託業務共同
企業体
福岡市南区横手一丁目12番48号
- 5 契約金額
1億7,325万000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

北九州市公営競技局公告第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月24日

北九州市公営競技局長 宮 金 満

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月14日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社FPS
東京都港区赤坂一丁目8番1号
- 5 契約金額
1億3,255万1,483円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和8年1月23日
- 8 落札方式
最低価格による。

正誤表

| 年 | 号 | 頁 | 訂正箇所 | 正 | 誤 |
|----------|--------|---|------------|----------|----------|
| 令和 8年 | 第6050号 | 2 | 上から9 行目 | 若松区響町二丁目 | 若松区響町一丁目 |